公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２２２８号
札幌市中央区大通西18丁目１番地43　大通カレッジハイム202号
債務者　原子　誠治
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５８号
札幌市南区川沿１条２丁目７番６―305号
債務者　竹谷　　徹
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８３号
札幌市東区北36条東５丁目１番25―405号
債務者　前田　拓也
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２２号
札幌市白石区栄通15丁目２番11―305号
債務者　佐藤　敬教
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５０号
札幌市南区石山２条６丁目７番62号　グローバルソフィール10号館202号
債務者　柴田　暁子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４２号
群馬県高崎市中里見町351番地３
債務者　和田　　寛
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第４３号
群馬県高崎市中里見町351番地３
債務者　和田　正子（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第６２号
群馬県藤岡市中157番地１　富沢ハイツ101号
債務者　大塚　康治
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第６４号
埼玉県比企郡小川町大字小川724番地６　グリーンハイツ１号
債務者　矢吹　敏夫
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１２１号
千葉市稲毛区小深町62番地１　ゴールドサポート302号
債務者　相良　道夫
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１２３号
千葉県市川市新井１丁目14番10号　（アイエスハウスⅡ102号）
債務者　鈴木宏一郎
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１２５号
千葉市緑区おゆみ野中央６丁目29番地　リバーストーンＡ203号
債務者　山下十九郎
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１３０号
千葉県習志野市鷺沼５丁目６番32―605号
債務者　佐野　彰彦
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１４９号
千葉県市川市相之川１丁目９番10号（ピーチホワイト101号）
債務者　園部　孝宏
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１５８号
千葉市花見川区朝日ケ丘２丁目１番１棟313号
債務者　佐藤　美華
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３９号
神奈川県座間市栗原中央３丁目31番50号　マロン・ドエルＢ101号
債務者　佐久間亮介
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部